

条 例 案 の 概 要

議案第 6 7 号 幸手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

1 内 容

期末手当の支給割合の改定

年間支給割合を 0.10 月引上げ

(単位：月)

	年度	期末手当支給割合		
		6 月期	1 2 月期	年間計
【現 行】	令和 4 年度	2.15	2.15	4.30
【改定後①】	令和 4 年度	2.15	2.25	4.40
【改定後②】	令和 5 年度以降	2.20	2.20	4.40

(第 1 条及び第 2 条中第 5 条関係)

2 施行期日等

上記 1 【改定後①】について 公布の日

(令和 4 年 1 2 月 1 日から適用)

上記 1 【改定後②】について 令和 5 年 4 月 1 日

議案第 6 8 号 幸手市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

期末手当の支給割合の改定

年間支給割合を 0.10 月引上げ

(単位：月)

	年度	期末手当支給割合		
		6 月期	1 2 月期	年間計
【現 行】	令和 4 年度	2.15	2.15	4.30
【改定後①】	令和 4 年度	2.15	2.25	4.40
【改定後②】	令和 5 年度以降	2.20	2.20	4.40

(第 1 条及び第 2 条中第 5 条関係)

2 施行期日等

上記1【改定後①】について 公布の日

(令和4年12月1日から適用)

上記1【改定後②】について 令和5年4月1日

議案第69号 幸手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

(1) 給料表の改定

給料月額を200円から4,000円までの間で引上げ

(第1条中別表第1関係)

(2) 勤勉手当の支給割合の改定

年間支給割合を0.10月(再任用職員(令和5年4月1日以降は定年前再任用短時間勤務職員)は0.05月)引上げ

(単位:月)

	年度	勤勉手当支給割合		
		6月期	12月期	年間計
【現 行】	令和4年度	0.95 (0.45)	0.95 (0.45)	1.90 (0.90)
【改定後①】	令和4年度	0.95 (0.45)	1.05 (0.50)	2.00 (0.95)
【改定後②】	令和5年度以降	1.00 (0.475)	1.00 (0.475)	2.00 (0.95)

※ 表中()内は再任用職員(令和5年4月1日以降は定年前再任用短時間勤務職員)の支給割合

(参考)

期末手当・勤勉手当支給割合 (単位：月)

	期末手当	勤勉手当	年間計
改定前	2.40 (1.35)	1.90 (0.90)	4.30 (2.25)
改定後	2.40 (1.35)	2.00 (0.95)	4.40 (2.30)

※ 表中 () 内は再任用職員 (令和5年4月1日以降は定年前再任用短時間勤務職員) の支給割合

※ 期末手当は改定なし

(第1条及び第2条中第17条の7関係)

2 施行期日等

上記1(1)について 公布の日 (令和4年4月1日から適用)

上記1(2)【改定後①】について 公布の日

(令和4年12月1日から適用)

上記1(2)【改定後②】について 令和5年4月1日

議案第70号 幸手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例

1 内 容

(1) 特定任期付職員の給料月額の変改

<1号給> 375,000円 → 376,000円

※ 2～5号給は改定なし

(第7条関係)

(2) 特定業務等従事任期付職員の給料月額の変改

<1級> 165,900円 → 169,800円

<2級> 188,700円 → 191,700円

<3級> 231,500円 → 234,400円

<4級> 264,200円 → 266,000円

<5級> 289,700円 → 290,700円

(第8条関係)

2 施行期日等

公布の日（令和4年4月1日から適用）

議案第71号 幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

1 内 容

給料表の改定

給料月額を200円から4,000円までの間で引上げ

（第3条中別表第1関係）

2 施行期日

令和5年4月1日